

社会資本整備審議会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会
交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会
第2回合同会議

平成19年3月15日（木）

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまより社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の第2回合同会議を開催させていただきます。

本日の会議ですが、委員16名のうち13名が出席されておりますので、定足数を満たしているということをご報告させていただきます。

それでは、早速でございますけれども、開会に当たりまして嘉門委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【嘉門委員長】

皆さん、おはようございます。朝早くからご参集くださりまして、ありがとうございます。今回2回目ということですが、前回、委員の皆様方から自由にご意見を承ったところがございます。本日は次期のリサイクル推進計画にどう反映していくかの課題を整理できればと思っております。具体的な施策につながるような課題が抽出できたら幸いと思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、早速ですが、議事に入っていきたいと思っております。議事の進行につきましては、嘉門委員長をお願いいたします。

【嘉門委員長】

それでは、議事の1番目でございますが、建設リサイクルに関する課題整理（案）となっております。事務局よりご説明をお願いします。

【建設副産物企画官】

まず、資料1でございます。資料1は、前回のこの小委員会の議事要旨をまとめたものでございます。議事録そのものにつきましては委員の皆様事前に確認いただいております。

ますが、それを事務局でまとめさせていただいたものでございます。詳細の説明は割愛させていただきますが、委員からのご指摘のうち、本日、前回の説明から若干補足をさせていただければと思っておりますので、その部分をご紹介します。

まず1ページ目の出野委員からご発言のあった最初のボツのところでございますが、17年度の建設副産物実態調査の結果の対象が公共工事や大規模な民間工事に偏ったものであるように感じていらっしゃるという点でございます。それから2点目でございますが、2ページ目、一番下のところでございます佐藤委員のご発言の中で、発注者の意識がどれくらい変わったのか、またそれが十分かを検証する必要があるというお話をいただいております。この2点につきまして、資料2をごらんいただきながら補足説明をさせていただきます。

まず、資料2の1ページ目からですが、17年度に行いました建設副産物実態調査の調査対象と、結果の算出方法等についてお話をさせていただきます。

まず、表にございますようにH17センサスの調査対象工事でございますが、公共工事と、それから民間の公益工事、電気、ガス、鉄道等でございますが、こういったものにつきましては、発注者に対して調査を実施しております、工事額100万円以上のすべての建設工事をこのセンサスの対象工事といたしております。それ以外、ですから電気、ガス、鉄道といった公益事業者以外の民間の方が発注されているような工事につきましては、建設業団体に加盟されている会社に対して調査を実施しております、資源有効利用促進法対象規模以上の建設工事、または9月、10月完成の工事額が100万円以上のすべての建設工事を対象にしております。

実際には、すべてのものが回収できているわけではございませんので、結果的に、下に円グラフがございますけれど、公共土木等であれば回収率が高く、公益事業者以外の民間発注工事ということになりますとどうしても回収率が低くなるということがございます。したがって、右側の円グラフは、そもそもの工事の件数、建設工事受注動態統計であるとか、あるいは建築着工統計等々によります工事そのものの件数でございますが、民間建築工事等が件数的には多いんですが、左側の円グラフで示す回収された件数の内訳はやはり公共土木を中心に土木が多く、回収率という意味でいきますと民間建築工事の割合は低いということになっております。

これをどういうふうに拡大推計しているかということが、3ページでございます。棒グラフそのものはイメージでございますので実際の数量とは異なりますが、先ほどお話し

たしましたように統計上の建築着工統計等による母集団の工事量がわかりますので、回収率の低いものにつきましては大きい比率を掛ける。例えば回収率が10%であれば10倍、回収率が高い、例えば80%であれば1.25倍というような形で、これは工事規模、それから工事区分、発注区分、あるいは地域等に区分して、それぞれの回収率に応じた拡大係数を掛けた形で集計しているということでございます。したがって、基本的には工事の規模であるとか発注者にかかわらず集計されているものと考えております。ただし、民間工事の場合、本調査にご協力をいただいた方のほうがより優良な取り組みをされている可能性は否定できない。それから、ご協力いただいておりますのが建設業団体加盟会社ということでございますので、必ずしも加盟していない会社も当然多くございますので、そういった意味でのフィルターがかかっている可能性については、否定はできないということでございます。

ちなみに4ページでございますけれど、工事の規模別にリサイクル率であるとか、あるいは再資源化施設への搬出率等をグラフで示したものでございます。例えば赤い折れ線グラフがリサイクル率なんですが、例えば80平米未満のものと5,000平米以上といったような非常に大規模なものとを比べても、大差がない。ほとんど規模別の差異はないというようなことでございます。これが実態なのかどうかは先ほど申し上げましたようになかなかわからない部分があるのは事実でございますが、統計上はこのような結果が出ています。

続きまして、5ページ以降は発注者の意識がどうかということでございます。発注者の意識そのものを調べるのはなかなか難しいのですが、幾つかの指標といたしまして、1つは指定処分、発生する建設副産物について処理の方法であるとか場所を発注者が指定するといったような取り組みがどうなっているかということでございます。左側のグラフが建設発生土の指定処分率でございます。平成7年から17年まで示しております。若干凹凸もございますけれど、基本的には、おおむね緩やかではございますが、上昇しているというふうに考えられます。右側は建設廃棄物の指定処分率でございます。こちらもやや凹凸がございますし、発注者によっては必ずしも上昇していない場合もありますけれど、全体的に見ると緩やかに上昇しているというような傾向でございます。

それから6ページは、これも発注者の意識ということで、平成14年度以降の建設リサイクル法第10条で定められている届け出の件数でございます。平成14年度は10カ月分のデータでございますが、平成15、16、17年度と、少しずつですが、届け出件

数が増えてきているということでございます。

以上、補足説明をさせていただきました。

続きまして資料3-1で、前回、委員の皆様方からご発言をいただいたものを取りまとめて、事務局のほうで論点整理（案）という形にしておりますので、ご説明させていただきます。

今回、資料3-1では、12個の論点に整理しております。まず冒頭でございますけれども、最初の段落のところは従来から取り組まれている背景等々でございます。それから、こういった背景の中で12個の課題が複合的に存在しているということで整理をさせていただいたということでございます。順を追って説明いたします。

まず①でございますが、需要と供給のアンバランスということでございます。廃棄物そのものの再資源化は技術的に可能であっても、引き取り相手がいないと廃棄せざるを得ないということございまして、廃棄物の発生量に見合った最終需要と処理能力といったものが確保されることが必要だということです。そのために需要の拡大が重要だということで、従来リサイクル率に関する目標を掲げておりましたが、それに加えるような形で利用量に関する数値目標を掲げ、利用側のPDCAシステムを確立する必要があるのではないかとございます。

それから、単純に量的にバランスが図られたとしても、情報交換不足であるとか、あるいは時期であるとか品質といったような不一致が原因で流通が成立しない。後ほど説明いたしますが、建設発生土などでそのような傾向がございます。ということも考慮する必要があります。

それから、一番下のところでございますが、例えばコンクリート塊を路盤材にリサイクルするといった場合に、現段階では発生量を上回る需要があるとしても、将来的にはバランスが逆転するといったような可能性も踏まえる必要があるのではないかと考えております。

②でございます。一部の工事における分別解体等及び再資源化等の不徹底ということでございます。中小の解体・修繕工事を中心に分別解体・再資源化の取り組みが十分には浸透していない面が見られるという声が聞かれるということございまして、先ほどもご紹介いたしましたようにデータ上なかなか把握しにくい部分はございますけれども、そういった声が、前回の委員のご指摘の中にもございましたが、いろいろなところで聞かれております。こういった工事につきましても、分別解体・再資源化が積極的に行われるような具

体策を検討していく必要があるということでございます。これには、単純に規制強化のみならず、分別スペースの確保であるとか物理的な制約もございますので注意が必要だということも書かせていただいております。

次のページに参りまして、③でございます。今の論点の②とも関係する部分がございますが、分別解体・再資源化を実施するために応分の費用負担が必要ということでございます。それに応じたコストメリットが得られないということも多いものですから、また特に解体工事につきましては処理内容等についてなかなか問われないということが発注者の意識にまだございますので、こういったところで適正な費用負担を、応分の費用負担をしていただくといったような対策が必要だということでございます。

④は技術面の問題ということございまして、技術的な困難さ、あるいはコスト、環境負荷等も含めた手間がかかる部分といったところがあって、引き続きコストの低減も含めた技術開発に積極的に取り組む必要があるということでございます。併せて、リサイクル品の再リサイクルといったようなことにも配慮が必要ということでございます。

続きまして、⑤でございます。関係者間の基準等不一致の問題ということでございます。これは、前回は委員からご指摘がありましたけれど、施工業者が現場で非常に熱心に分別したとしても、例えば処理する側の受け入れ基準に合致しないといったようなことで、必ずしもその分別の努力がその後のリサイクルに結びついていないというようなこともあろうかと思えます。このため、再資源化施設であるとか、あるいはその後の製品化といった段階での受け入れ条件と整合のとれたルールが必要ということでございます。発注者、資材の製造者、設計者、施工業者、処理業者といったように、非常に関係者が多くございますので、こういった関係者間の共通ルールを作成することによってリサイクルの促進ができる部分があるのではないかとございます。

⑥でございます。リサイクル品の利用先が不明ということでございます。再資源化されたものが最終的にどのような形で利用されているのかということが、なかなか十分に実態が解明できないという面がございます。再資源化された後の最終的な需要先までのフローを把握するシステムが構築できれば、単純にデータがとれるということもございますが、それ以上に、発注者あるいは排出事業者の意識といったところにもつながってくるだろうということもございます。また、そういった責任を強化する必要も指摘させていただいております。

⑦でございますが、有害物質等の取り扱いにおける課題ということでございます。石綿

含有建材であるとか汚染土壌等につきましては、混入することによって全体のリサイクルが困難になる、不適正な取り扱いが環境問題であるとか健康問題等につながるといったようなことがございます。それから、こういった有害物質ではなくても、あるいは品目単位では再資源化が容易であっても、それが混在することによって、例えば石こうボードなどが混在することによって、全体として再資源化が極めて困難になるという場合がございます。こういったことがございますので、リサイクルそのものは困難な物質も含めて事前調査であるとか現場分別を徹底していくことが必要ということでございます。

なお、建設発生土の工事間利用といったことにおきましては、自然由来の重金属等を含む土砂につきまして、利用先において環境問題等を起こさないような十分な配慮が必要ということも書かせていただいております。

⑧でございますが、履歴データベースの不備ということでございます。例えば舗装材を取り上げてございますが、非常に多種類のリサイクル品を受け入れており、これが舗装の打ち換え等のときに廃棄されるといった場合に、さまざまなリサイクル品が混在した状態で再資源化施設に搬出されると全体としてリサイクルが困難になってしまうという可能性がございます。これにつきましては、使用資材の原材料であるとか品質等、過去にどのような資材を用いて舗装がされたのかといった履歴のデータベースが構築され、その資材に応じた処理を行うといったことをシステム化することが必要ということでございます。

⑨は、意識の問題ということでございます。関係者のリサイクルへの意識が必ずしも十分でないということございまして、例えば排出事業者であるとか、あるいは下請業者につきまして、再資源化施設に搬出すれば役割は果たしたと考えている方が多いのではないかと思います。より質の高い取り組みが必要ではないかということでございます。

また、特に一般市民ということになりますと、容器包装であるとか家電といったような生活に比較的密着している分野についてのリサイクル意識は高まっていると思われませんが、建設リサイクルということになりますと十分に認識している市民は少ないのではないかと、ということで、こういった意識を高めていく必要があるのではないかと、ということでございます。

⑩でございます。より上流段階での取り組みの不十分さということでございます。これまで私ども進めてまいりましたリサイクル推進施策は主として、廃棄物として発生したものをいかにリサイクルするかと、発生を前提にして行ってきたという側面がございます。このため、まず1点目として、発生抑制ということにつきまして、その具体策を積極的に

位置づけていく必要があるのではないかと考えています。

それから、上流段階という意味では、将来の分別解体であるとか再資源化を念頭に置いて資材を製造する、あるいは設計段階においてそういったことがしやすいようなものにするといったような、資材、あるいは設計段階での取り組みといったようなものの強化が必要ではないかと考えています。

それから、特に資材につきましては、現在も各種の資材・建材製造メーカーが端材を引き取っているといったような取り組みが行われているわけですが、解体した場合の廃棄物についても同様の取り組みができないかといったようなことについても記させていただきます。

⑩でございます。リサイクル品の利用促進の不十分さということでございます。①でも需要と供給のお話をさせていただきましたけれど、リサイクル品を建設資材として利用していくといったようなことがリサイクル市場の構築という意味では非常に重要な取り組みということになります。一方、これを建設工事で受け入れるということになりますと、使用段階、それから廃棄段階それぞれで、環境安全性であるとか、その再リサイクルといったような問題が生じてきますので、受け入れるに当たっての品質、あるいは環境といった面でのチェックが、他の製品ももちろんですけど、それ以上に必要になってくるということでございます。しかしながら、現在なかなかその部分が十分ではない面もうかがえるということでございます。

また、リサイクル品であれば何でもOK、リサイクル品以外は全くだめというような思想もございまして、原材料に占める廃棄物の割合が1%のものと100%のもの取り扱いの違いが必ずしもないのではないかと考えています。

また、地域的なアンバランス等により再生品の供給が必ずしも追いつかないようなところで、結果的に新材を大量に含んだようなものでもリサイクル品として取り扱われる、場合によっては値段が安い価格で取り扱われるといったようなこともあるようでございます。こうした問題につきまして、品質・環境面を勘案したような利用用途を基準化するというような、適正な利用、あるいは効率的な利用を可能にするような方策が必要ではないかと考えています。

⑪でございます。リサイクル効率化の限界ということでございます。リサイクルを効率的に行いたい、例えば、現場で一時的に保管する、あるいは運搬する等の取り組みをする場合に、廃棄物としての取り扱いが必要だということから、その取り組みに制度的な限界

があるといったような声が聞かれております。先ほど申しましたように、例えば一時的に現場で保管して時期的な調整等をするといったようなことがなかなか難しかったり、あるいは分別をしそれを個別に搬出することによって運搬費用が増えるといったようなこと、こういったようなことに対する何らかの対応が必要ではないかということでございます。

以上申し上げましたことを、資材の段階から建設、中間処理、再資源化、そしてさまざまな市場に出ていくといったようなフローの中で、それぞれがどのようなところで関わってくるのかというようなことを、資料3-2の中でざっと整理しております。説明そのものは割愛させていただきますが、資料3-1の問題点を各フローの中で整理したものでございます。

以上でございます。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。

ただいまのご説明についてですけれども、まず資料1は委員の皆様方が発言した部分がお名前とともに書かれておりますので、もし修正等のご意見がございましたらお受けしたいと思えますし、また、資料2について、追加資料のご質問等をまず受けたいと思えます。

早速でございますが、まず資料1で言い残したというようなことがございますでしょうか。

また、資料2で補足いただいておりますが、資料2の4ページのところの発注の規模ごとに再資源化率がほとんど変わらずに推移しているというデータで、どうもデータがとりにくいようなところもあり、データがこの規模ごとの比例倍率に大きく依存します。その結果として委員の方の直感とデータとが合わないという、そういうことが発生していると思われます。

石田委員どうぞ。

【石田委員】

建設副産物実態調査の回収率についての説明がございましたが、非回答グループと回答グループとでもう少し詳しい属性の把握ができないかと思えます。2つ意味があって、1つは拡大するときの注意すべき点がわかるということと、もう1つは回収率の向上のためのアイデアが得られると思うのです。特に過去のトレンド等についても分析すると、その辺がさらに浮き彫りになってくる。これは大規模な交通調査ではものすごく苦しんでいるところでありますので、その辺、国土交通省の中でいろいろ聞かれるとアイデアが出てく

と思いますので、よろしくお願いいたします。

【建設副産物企画官】

わかりました。ありがとうございます。

【嘉門委員長】

出野委員どうぞ。

【出野委員】

出野でございます。資料2についてですが、全国の分母のほうに建設工事件数、回収工事件数とございますが、工事件数の分母のほうで根拠にされたのが建築着工統計調査と建築基準法の建築物——これは、滅失統計といいますか、除却統計ということなんですが、これはどのくらい実態をあらわしているのか、国土交通省のご認識をお伺いしたいと思うのです。

除却統計は下手をすると実数の半分ぐらいではないだろうかとか、あるいは登記所の滅失統計から比べるとはるかに少ないのではないとか、いろいろなうわさが飛んでおりますので、そのあたりのご認識をお伺いしたいと思います。

【建設副産物企画官】

これらの統計は直接私どもで担当しているわけではございませんので詳細なところはわからない部分がございますが、現時点において母集団そのものについてもそういったご指摘のような限界はあるのかもしれませんが、これについてもこういったものを頼らざるを得ないのかなと考えております。

【嘉門委員長】

難しいでしょうが、確かに30万件と140万件の違いはあまりにも大きいというのはおっしゃる通りかと思えます。

【出野委員】

あまりにも幅がありますね。

【嘉門委員長】

はい。問題点は問題点だと、こういう認識のもとにデータを見ていただこうと思います。今後精緻化できる点については、個別にご意見をいただいて事務局においてまとめていただくということをお願いします。

後藤委員どうぞ。

【後藤委員】

4ページの建設副産物実態調査について、建設発生木材の場合に工事規模別の差異は少ないというのは、昨年は木材はむしろ取り合いになっていたと思いますのでこういう結果になるのはわかるのですが、多分、規模別には木材以外はかなり差があるのではないかと思いますので、木材の例はあまり適切な例ではないのではという感じを持ちました。

それから、5ページの緩やかに上昇というのは、多分発注者も10年たって意識が少し変わってきたのだろうなというのは推測がつくのですが、先ほどの問題指摘にもありましたように、発注者の意識をどうするのかという観点で、緩やかに上がってきているからいいのではなくて、どう変えるのかという観点で見えないと、上がっているからよいというわけではないと思います。意見でございます。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。

それでは、佐藤委員。

【佐藤委員】

同じく発注者の意識の変化についてなんですが、建設業界の方に伺いたいですけれども、この緩やかに上昇というのは、感覚として同意できるのか、そうだなと思われるものなのか。それから、指定処分の件数の増加で意識の変化というのを見ているのですが、指定処分の増加という仕組みがほんとうに発注者の主体的なものなのか、あるいは協議の上決まったということなのか。それからこの内容は、指定処分がされやすいものとされにくいものの差があるのではないかと思うのですが、その辺の実態を教えてくださいませんか。

【嘉門委員長】

これはどなたに……。

村上委員お願いします。

【村上委員】

住宅生産団体連合会でございますけれども、指定処分という言い方の指定の意味が十分理解しかねます、いわゆる一戸建て住宅の場合、発注者であるお客様がおっしゃるように処分施設を指定するのかという疑問は確かにお持ちになって当然だと思います。私どもが住宅を生産する際に、処理先をお客様から指示を受けるということはほとんどありません。ここにはかなりのパーセンテージになっていますが、この発注者というのがいわゆる官公庁工事の場合は確かにその指定もあるかと思うのですが、民間工事の場合には、ビル建

築であっても、その発注者が廃棄物処理先を指定するということはまず考えられないと思います。

【嘉門委員長】

ここで言う民間土木なり建築なりの指定処分というのは、どういうものを分類しているのか、データ上わかりますでしょうか。

【建設副産物企画官】

本データは、発注者が調査対象になっている場合について集計しているものです。つまり、民間土木は公益工事の発注者ということになっており、建築につきましても、このセンサスのときに発注者を対象にしている部分というのは公共的な発注者が主体になります。よって、ここで発注者の意識の変化というときに、指定処分に関するデータをお示ししておりますが、例えば住宅をお建てになる個人の方まで調査しているわけではございませんので、そこまでは調査対象にはなっておりません。

【嘉門委員長】

元請ではないわけですね。そうすると、ちょっとこの辺の指定処分率というのは極めて限定的ということでしょうか。

【村上委員】

解体工事ですとか新築工事における建設リサイクル法上の届け出がありますけれども、この届け出は、発注者が届け出るという前提になっていますし、その発注者に対して元請業者側が廃棄物の処理先等も契約を交わして、その契約上にどこに持っていきますということを記載して発注者にお知らせをするという前提がありますので、そういう意味では、それをお見せしてお客様が了承したということであれば、発注者が指定したというのは言い過ぎですが、そういう部分も若干ご了解を得ているということもあろうかとは思いますが、お客様が何もない状態からいきなり指定をするということはないということだと思います。

【嘉門委員長】

その程度のデータだというふうに認識せざるを得ないと、こういうことですね。

それでは、本日のメインテーマの資料3-1及びそれをまとめた3-2の議論に入ります。①から⑫まで項目を挙げてもらっていますが、これらは相互に密接にかかわっており、今回は議論すべき論点を整理したいということです。すなわち抜けているものがないか、表現をもう少し改めるとより議論を明確にできるところがないか、そういう観点

からご意見を伺いたいと思っております。それがある程度整理された後に、後半ではこれらの問題を解決するための具体的に検討すべき施策、どうあるべきかという、そういうご提案をいただくというように、2つに分けて本日の議論を進めたいと思います。そういうことですので、委員の皆様方には、今のような2つに分けたような形で発言をいただくように、ご協力をお願いしたいと思います。

資料3-1と3-2を説明いただきましたが、本日の資料の末尾に欠席の委員の方からの意見もつけてもらっておりますので、事務局から簡単にその説明をお願いします。

【建設副産物企画官】

資料の一番下に「委員からの提出資料」と表紙がございます資料がございます。1枚めくっていただきますと、まず大塚委員からいただいたメモが1枚ございます。資料3-1についてございまして、3ページの⑨、意識の問題というところでございますが、そちらにつきまして、追加した記述をしてはどうかというご意見を2点いただいております。

1つが、「発注者は一層再資源化に対する意識が低いとみられるが、建設リサイクル法でその責務を明らかにする必要がある」という文言を追加してはどうかということでございまして、理由といたしましては、やはり発注者の意識向上が建設リサイクルの要だということでございます。

それから、同じ⑨でございますが、最終行のところ「元請業者は再資源化等の報告を発注者にすることになっているが、自治体に報告してもらうことを検討すべきである」ということございまして、理由といたしまして、元請業者と発注者が一緒になっていけばげんな対応をするということが残念ながら十分あり得るということで、それに対する対処が必要ということでございます。

それから、4ページの⑩であるとか⑫の部分ですが、廃棄物という用語につきまして、いわゆる使用済み物品を含めて、循環基本法の用語を参照の上ということございまして、循環基本法の中で廃棄物等といったような書きぶりがございまして、その中には言ってみれば有価物であるような使用済み物品が含まれているわけでございますが、そういったものも含めて「廃棄物等」としたほうがいいのではないかというご意見をいただいております。

それから、佐藤委員については本日ご出席されておりますので私のほうからは説明はいたしませんので、続いて米谷委員からのメモを紹介させていただきます。

まず、資料1についてございまして、米谷委員の前回のご発言の中で廃棄物とリサイ

クルの関係についての話がありましたけれど、一生懸命分別しているけれどもリサイクルにつながっていないといったようなことを米谷委員はおっしゃっておられましたが、地方や中小規模の現場で受け入れ先の有無等を十分に考慮しないまま分別をしている結果、分別はしたんだけどリサイクルできる施設ではないところに搬出して、結果的に最終処分場に行っているといったようなケースが見受けられるといったような趣旨だという補足をいただいております。

それから資料3-1についてでございますけれど、まず最初のマルのところ、全体に相互に関連し合う項目が多くて、さらなる整理が必要ということでございます。

⑤でございます。関係者間の基準等不一致というところでございますが、⑤につきましては、特に混合廃棄物系の処理施設の場合に、当該施設がどのような品目をどのように処理しているか、ほかにどのようなリサイクル施設があるのかという情報を得ないまま処理委託している点が問題である。すなわち、情報不足であるとか、情報把握不足といったようなキーワードも必要ではないかというご指摘をいただいております。

それから、⑤⑥⑨、今の基準不一致の問題と利用先の問題、意識の問題の関連ということでございますが、環境省の産廃処理業者の優良性評価制度に基づく情報公開制度を活用していく必要があるといったようなこと。排出事業者にもそういった制度を積極的に活用する力量が求められているというご意見をいただいております。

それから、①の需給のアンバランス、⑩のリサイクル品の利用促進の不十分さと関連して、地域差が大きいということは間違いのないということでございまして、低コストでの遠距離移動かつCO₂削減といった観点から、船舶、あるいは鉄道による輸送の効率化という視点があってもよいのではないかというご指摘をいただいております。

それから、資料3-2でございますけれど、建設工事の中でも発注者・設計者と施工者を区分して記載することによって、各々の果たすべき役割が明確になるのではないかといたったようなことをご指摘いただいております。

それから、工事で発生した廃棄物の循環利用が、工事から工事、それからメーカーを介したルート of 2つを示しておりますが、再資源化施設から直接工事に搬入されるといったような再生砕石等のルートもあるというご指摘をいただいております。

全体としてということでございまして、有害物と混合廃棄物系の廃棄物により着目すべきというご指摘と、それから、そういった問題と発生土であるとかコンクリートであるとかといったようなものとは問題の所在・関係者が異質だということで、4つの括りのご提

案をいただいております。

以上でございます。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。

それでは、最初に申し上げましたように、資料3-1、3-2でございますが、抜けているもの、もう少し括りを考え直したほうがいいとか、あるいは表現に誤りがないとか、そういう観点からのご意見をまずお伺いしたいと思います。

それでは、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】

私の意見は本日お配りいただきました提出資料の中に入っているもので、多くは重複しますので触れませんが、論点整理としては、1つは、建設リサイクルを進めるためには、規制的手法だけではなく、もっと自主的取り組みを進める必要があるのではないかと。その自主的取り組みを進める上で一つ障害になっているのは、インセンティブがないということ。つまり、自主的取り組みをすることによって、いかに社会から評価されるか、あるいはいろいろな面でのメリットがあるかということが明確でないということ。それからもう1つは、廃棄物処理法の解釈が都道府県あるいは場所によっても違うということで、自主的取り組みがある意味で萎縮している面があるのではないかと。その点の解釈についても、ある程度一定の見解を示すことによって自主的取り組みを進められるのではないかと考えています。

インセンティブの面では、例えば電子マニフェストを利用した場合には何らかのプラスアルファの効果が出てくるとか、それから、表彰制度、あるいは奨励制度をつくるということを考えております。

廃棄物処理法の解釈では、例えば発注者については、発注者が排出事業者となるという場合も十分あり得るのではないかと。これは、既に自治体の中ではこういう取り扱いをしている自治体もあると聞いておりますが、公共事業、あるいは大型の発注者の場合には、発注者がリサイクルをする、あるいはみずから利用するという場合を認めるほうが、より取り組みが進められるのではないかと考えております。

電子マニフェストについては、公共工事全部に本当は義務化するべきではないかと考えておまして、民間工事については何らかのインセンティブを与えるということが必要ではないかと考えております。

それから、ページをめくりまして、建設資材メーカーがいろいろな建設資材を提供しておりますが、こういう資材については、今、広域認定制度が一部運用されておりますが、許可を取るのに何年もかかるとか、なかなか維持が難しいので、B to Bの世界ではもっと広範な下取りを認めていいのではないかと思います。

それから、エコマーク、あるいはグリーン購入法の活用を廃棄物処理業者と資材メーカーと建設業者が一体的に取り組んで、適正処理の推進をしてはどうかと思っております。

それから建設業者としては、自ら処理、あるいは自ら利用というものの範囲がどこまで認められるかということが明確ではございませんで、環境省の規制改革通知等では自ら処理の範囲をある程度拡大するとかいうことが行われていますけれども、これは建設業でどのように解釈されるのかということが明確でない。それから、自ら利用の範囲についてももう少し広域で、グループ会社で、連携会社で、あるいはネットワークの中でという中で自ら利用を認めることによって、比較的早い段階で、廃棄物にならないとか、有効利用が行われるのではないかと。ある意味で有償売却が比較的難しいものについても、自ら利用が促進できるのではないかと。ただ、その安全性の担保については、何らかの内部監査、あるいは外部監査という制度を担保する必要があるのではないかと思っております。

それから、小規模事業については、なかなか統計がない、あるいは一方で市民の苦情があるということで、これについては別途のガイドラインが必要ではないかと思っております。

それから、廃棄物処理業者については優良性評価制度の活用というものが必要であるということと、廃棄物処理業者がかなり最近では大型化しているというか、高度な処理能力、あるいは製造能力を持っておりますので、そういう人たちがリサイクル市場、グリーン調達の基準等にもう少し参入できるような仕組みが必要ではないかと思っております。

それから、物流については温暖化防止の効果が必要で、これが排出事業者、あるいは発注者のメリットにつながるというようなインセンティブが必要ではないかと思っております。

最後に、国際的な資源循環ということの、最近はいろいろな素材の価格が高騰しておりますまして輸出へ流れるものが多くございますけれども、こういうものもある意味で視野に入れたリサイクル制度というものを今後は検討する必要があるのではないかと思っております。

以上でございます。

【嘉門委員長】

今回の議論は論点の整理ということなので、資料3-1、3-2で欠けているよというふうに具体的におっしゃっていただけるとわかりやすいのでお願い致します。個別にいろ

いろいろ言い出しますときりなく出てまいりますし、それと具体的な対応策についても、整理したものに基づいた対応策ということで、全体的にどうあるべきかという議論をまずできればと思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

それでは、崎田委員、お願いいたします。

【崎田委員】

この論点整理を読ませていただいて、4つほど気になっていることがありまして、それも含めてお話をさせていただきます。

まず、需要と供給をつなぎきちんと実施されたかどうかという項目は、量だけでなく情報がうまく伝わって適正に処理されているかという点も課題として出てくるべきと思っています。その観点からいって、①の需要と供給のアンバランスのところの指摘に関連し、例えば、建設副産物の情報交換システムとか、発生土の情報交換システムとか、既にやっていらっしゃるのがあると思うので、そういうものがどういうふうに機能しているのか、どういうところが課題なのかを一度まとめる必要があるのではないかと感じました。

次のページですけれども、③の費用における課題のところは、発注者の意識が重要ですので、⑨の意識の問題と非常に連携しているお話だなと思って読ませていただきました。それで、先に⑨の意識の問題について言及しますけれども、関係者の中でも特に一般市民は、建設リサイクル法は非常に遠い課題という印象がありますので、自分たちも発注者側になり得るんだという気持ちを持つことで、もう少しコスト負担に対しても関心を持つとか、適正処理への関心を持つということが重要だと思います。建設リサイクル全体の質を高めるためにも、市民にもっと情報提供をすることが重要だと感じます。ですから、文中に、例えば最後のほうに、きちんと市民が理解していくことがコスト負担の適正化を促し、社会全体のさまざまな事業者の適正処理の進展につながるのではないかと、そういう問題意識まで明確に入れていただくとありがたいという感じがいたしました。

戻って申しわけありませんが、⑤に関係者間の基準等不一致の問題というのがありました。ここでは分別に関して様々な方たちの共通ルールが必要というお話がありますが、私は、分別などの共通ルールだけではなく、もう一つ、例えば事前届け出をした内容が様々な業者を経由した結果として、最後に全部でき上がっているのかということをチェックするため、もう一回最初の事前届け出のほうに最後の情報を戻すとか、そういう意味の情報連携、多様な関係者間の情報連携というのも、テーマ設定として必要なんじゃないかという感じがいたしました。

また、⑦⑧あたりに関連し、石綿などの有害物質だけではなく、塗料とか建材などに使われた化学物質のことが社会的にも関心が高まってきております。このような物が何十年を経て後々どういうふう処理をされていくのかということも、健康や環境に影響することだと思っておりますので、⑧の履歴データベースなどの中に化学物質を含んだ建材・塗料などを、実際の建築時にどういうふうに使ったかといった情報もきちんと蓄積されていく必要があるのではないかと感じました。

最後に4ページですが、こここのところで、発生抑制とか、長期使用に関することが出てきていますが、⑩のところで、長期使用に向けた長寿命設計の重要性などの具体策もきちんと入れておいていただければありがたいと思います。

あと⑪に、一般で言う同じ部品をもう一度使うようなリユースという視点があればと思っております。

よろしく願いいたします。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。論点として挙がっている項目は一応網羅しているという、そういうご指摘ですね。それぞれの連関については課題が残っているとご意見だったと思います。

【崎田委員】

それと、もう少し膨らませて考えていただければと感じております。

【嘉門委員長】

はい。ありがとうございました。

続きまして、野城委員、お願いいたします。

【野城委員】

既に皆様からご発言ございますように、論点としては、細部は抜けがないとは思いますが、やはり整理が必要だろうと思います。12の項目がフラットに並んでいても、かなりレベルが違いますし、これを実際の政策に落としていくに当たっては、相互に関連づけていく必要があると思います。

例えば今から申し上げる事柄というのは相互に関連していながら12の中に散らばっています。①の需給バランスと⑥のリサイクル品の利用先が不明、あと⑦の有害物質、⑧の履歴データベース、⑪の利用促進の不十分さ、これは相互に関連します。お読みになる方からすると同じものが何度も出てきているような印象を与えます。この全体の流れという

のがもし仮に、規制的手法だけではなくて、こういった廃棄物の市場をつかってリサイクルを進めていくということが基本ポリシーにあるとすれば、まずレベルとしては、そういった市場整備のマクロに必要なレベルでの問題点と、オペレーションをするレベルでの問題点にかかわる項目を分けてみるのも一策と思います。そして、そのオペレーションのレベルについては、皆様からご指摘ございますけれども、物そのものの流れを阻害しているような要因と、情報が遮断されているためにうまくいかないような要因と、あと商いが成立しないからうまくいかない、ということが考えられます。この3つの流れが場合によっては一致している場合もございますけれども、場合によってはそれぞれ別々に動いている場合もございますので、例えば、マクロレベル、オペレーショナルなレベル、そしてさらにオペレーションのレベルを、それぞれ物流と情報と商流に関連する項目ということで関連づけて整理されると、これから先の議論で政策方針を決めていく手助けになるのではないかなと思います。

論点として挙げる必要はありませんが、多少細部で申し上げておきますと、①の需給バランスについて、廃棄物の需給バランスについてのマクロな統計といいたまいますか、これがないと事業者の方は見通しの立てようがないと思いますので、需給関係についての何らかのマクロ統計を整備していくようなことも、この項目のなかで補ったほうがいいと思います。

あとは、これから政策当局が書く文章ですから主語ははっきりしていくと思いますけれども、やや評論家的といった印象を受けます。例えば履歴データベースも当然必要ですが、問題意識としては、では誰がどのように長期間こういった履歴を保全していくかというところが一番肝の問題でございますので、もう少し踏み込んだ書き方をさせていただきたいと思います。また、最後に申し上げます技術面の問題も、これでは何でもありのように表現上では見えてしましますが、例えばここでの議論の内容が廃棄物のロジスティックスにかかわるものだとすれば、ロジスティックスにかかわるようなことについての技術開発を進めるべきだとか、もう少し具体的な方向づけを最終的には入れていったほうがいいと思います。

もう1点だけ。資料3-2の図ですけれども、建材メーカーからずっと再資源化施設までフローが入っておりますが、できましたら建設工事と解体工事というのは別の箱で書いていただけるとありがたい。かなり質が違うということが一つと、あと、実際に新築をしてから解体するまでの間にまたそれなりのさまざまな廃棄物等が発生してくるのが悩まし

いこともございますので、できましたら箱をもう1つこの流れの中に入れていただけたらと感じます。

以上でございます。

【嘉門委員長】

杉山委員どうぞ。

【杉山委員】

それでは、2点申し上げたいと思います。

まず1点目は、地域的な違いへの配慮といいたいまいしょうか、全国的なデータを見ますと確かにうまくいっているとかバランスがとれているということになりましても、かなり場所場所によって状況が違うのではないかと思います。それは、発生する場所、発生量についてもそうでしょうし、また、それを処理する中間処理施設とか最終処分場の整備状況も各地域によって相当違いがあると思います。しかも、廃棄物の種類ごとに、コンクリートであったり、土であったり、それぞれによっても地域差があると思います。地域的な違いへの配慮については、新しい項目を加えてくださいというよりは、各項目に関連することだと思いますので、ぜひその視点も入れていただきたいということで1点目申し上げます。

2点目ですけれども、この論点整理の中に不法投棄というような言葉が示されていない。もちろんいろいろな問題点があって、その最終的なあらわれ方として不法投棄ということなのかもしれませんし、また、不法投棄という環境省というご配慮もあるのかもしれません。ただ、先ほど佐藤委員もおっしゃいましたし、それから前回も複数の委員からご意見出ていたと思うのですが、マニフェストの問題ですとか、モニタリングの問題ですとか、不法投棄について建設業界としてもどういうふうに取り組んでいくのかという意味で、これもほかの論点とかかわる部分ですので、1項目入れてくださいという意味で申し上げるのではないのですが、確認のために申し上げたいと思います。

以上です。

【嘉門委員長】

今の2点目の件については、国土交通省としてのお立場もあるのかなと思いますので、今後の議論をする前にちょっと明確にしておいていただいたほうがいいのかなと思いますので、事務局からご発言いただけますか。

【建設副産物企画官】

不法投棄をはじめとする不適正な処理そのものが、全く我々の問題意識としてないとい

うことではないと思っています。前回も若干お話をさせていただきましたが、不法投棄が特に建設関係で非常に多く、8割ぐらいを示しているという状況でございますので、重要な問題だと思っております。ただ、不法投棄そのものを論点として掲げるというよりは、リサイクルを進める中で、適正な処理を進めるための施策があるということではないかと考えております。また、取り締まりそのものは環境部局がされるという部分もございますので、例えば取り締まりの方法であるとか、そういったところは我々としては論点にはできないと思っております。

【嘉門委員長】

廃棄物の取り扱いという問題ですが、国土交通省の委員会ですから当然ではありますが、この委員会には環境省の廃棄物・リサイクル対策部が入っていない。本当はこういう課題を取り扱うときには連携プレーが非常に重要であるということは、国土交通省も十分わかっていたいただいていると思いますけれども、なかなか今のところは難しい要素があるという状況なので、今の点も含めて、関連する法律は環境省の法律が密接に絡みますので、適宜連携プレーをしながらやればというふうに、国土交通省側にひとつお願いをしておきたいなと思います。

【建設副産物企画官】

あと1点、本日は特に説明しておりませんが、参考資料として環境省から平成17年3月に出されました報告書の抜粋という形で建設解体廃棄物の不法投棄の発生形態・発生要因についてということで、例えば不法投棄の発生要因であるとか、あるいはそれに対する対応策等、これは既存の資料でございますので、これについて特に説明の用意はしておりませんけれど、資料としてつけさせていただきますところでございます。

【崎田委員】

今、不法投棄という部分の取り締まりは環境省の役割なのでというご説明があったのですが、「情報をつなぐことをきちんと考えたほうがいいんじゃないか」という先の私の発言は、実はその辺を考えながら申し上げていたのです。不法投棄対策というよりは、例えば適正な処理の確保に向けてというような視点で、今の建設リサイクル法のシステムに新しい要素をうまく加えると、処理のところまで全体がうまく回る可能性があるのではないかと、そういう提案、提言はするべきだと思っております。不法投棄対策と言わなくても、適正な処理の確保に向けた検討の必要性というような問題意識で、そういう内容を入れてはいいかがかという感じがいたしました。

【嘉門委員長】

そうですね。わかりました。不法投棄の方向に行かないようにどう回していくかという、そういうご意見ですね。

【崎田委員】

はい。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。

後藤委員、お願いします。

【後藤委員】

⑨に意識の問題ということで書かれていますが、私はこれが一番大きいと思っていますので、ここをもっと強調していただきたいと思います。大塚委員からも発注者の責務の法制化というような話もありますし、それから建設業者についても、法律で強化するだけではなくて、かつてはたしか14001を取っているというようなことを入札条件にしていたのが現在は無くされたと聞いているのですが、それで建設業者が14001を取る率が今猛烈に下がってきているように思います。法律で強化するのではなくて、そういう自主的に何か環境マネジメントに取り組むことで意識を上げるというようなことだって効果があるわけです。

環境省の「エコアクション21」という中小企業用の環境マネジメントのプログラムがありまして、財団法人地球環境戦略研究機関の持続性センターで認証事業を行っているのですが、今ちょうど建設業者用のマニュアルをつくっています。その中に、環境省が産廃事業者有料化推進事業の一環として排出事業者啓発用に今つくっている建設業者の廃棄物についてのパンフレットを何とか入れようと思っているのですが、そういう意識向上もやっています、これは自主的対応なんです。米谷委員からありました産廃優良事業者推進事業のデータベースは今のところまだ1,000件ちょっとなので、どこまで利用できるかは正直言ってまだ疑問がありますが、データベースを作る情報システムの主査をやりましたので、あと2～3年の間にもう少し強化したいと思っていますので、この辺も含めて意識の問題が非常に大きいと思っています。

【嘉門委員長】

予定の時間が大分足らなくなってきました。後の議題もありますので、この論点の抜けているものだけでなく、解決するための方策も含めてご発言いただくということで、

議論をお願いしたいと思います。

【石田委員】

このペーパーを用意していただいて随分すっきりしたと思うのですが、まだ整理し足りないという強い思いをいたしています。複雑なのですべてを相互背反的にきっちり整理することなんかできませんし、あまり細かくやってしまうと却って「木を見て森を見ず」というようなことにもなりますのであまりよくないと思うのですが、3つぐらい整理の軸を考えておくといいのかなと思いました。

1つは、対象物によってどうも問題の所在が随分異なると思います。それは米谷委員が指摘されたとおりです。また2番目としては、地域差もありましょう。そして3番目としては技術開発の種類があると思います。技術開発を提案しなければいけないと思うのですが、そのときにも本当の純粋技術と社会技術とがあって、その辺がどうもごっちゃになっているような気がします。例えば排水性舗装とか有害物質とかコスト縮減と両立するようなりサイクルの話とか、省エネとかCO₂削減にやさしい輸送システムというのは、国の責務としてきちんと技術開発してもらわなければいけないでしょうということと、もう1つ、社会技術としては、制度とか、意識とか、あるいは保証の問題です。品質とかタイミングがなかなか難しいので、その辺のものとか、あるいはそういうのを含めて社会実験をどうしていくとか、一口で言うとPDCAを回すための仕組みをどういうふうに整備していくかということだと思うのですが、きっちり分けることはできなくて多分幅広いスペクトルの上に位置づけられると思うのですが、そういう点を考えながら整理していくと、もう少し整理されるのかなと思いますので、参考にしていただければと思います。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。

平田委員、お願いします。

【平田委員】

日本住宅設備産業協会の平田でございます。建材メーカーの代表として、論点整理について少し意見を述べさせていただきます。

今各委員からお話がありましたように、この12の中で、例えば⑤⑧、そして⑪⑫、ここが建材メーカーにかかわってくるところですが、この12個の論点を整理していただいて、なおかつこれを例えばマトリックスで考えていかなければいけないと思います。

といいますのは、米谷委員のレポートの中にもございましたように、関わる廃棄物等は

6つに分かれると思うのです。1つは発生土と汚泥。それと、新築系の分別された廃棄物。この中には、梱包材ですとか、メーカーの切り落とし端材ですとか、広域認定にかかわるものも入ってきます。それと、新築系での混合廃棄物。これが3つ目です。4つ目が、解体系で分別された廃棄物。建設リサイクル法で特定されているものと特定されていないものがあります。それと、解体系の混合廃棄物、有害物の混合廃棄物があるわけです。

この6つの中で、例えば建材メーカー、発注者、そして元請業者、住宅メーカー、工務店が担う役割が異なると思うのです。縦と横の軸でこの12個の論点整理をしていただいて、なおかつそれぞれのマトリックスで重さが違ってくると思います。例えば建材メーカーであれば、⑧の履歴データベースをつくらうということの中に、リサイクルしやすいようにMSDSの整理をすとかいうのも大事ですけども、それよりも、有害物質が含まれているか否か、過去の製品について全部精査して、それをデータとして公開するほうが安全・安心の観点では優先順位が上なわけです。同じデータベースの構築とか有害物質の取り扱いにおける課題についてもそれぞれ重さが違ってきますので、縦横のマトリックスで各登場人物が自分のところは何を最初にやるのかというのが理解できるようなアプローチといたしますか、誘導がとれたらいいのではないかと考えます。

以上です。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。

村上委員、手短にお願いします。

【村上委員】

「建設工事」と資料3-2に書いてございますので、「建設工事」を「建設工事等」というふうにお直しいただいたほうがいいと思います。建設リサイクル法でも「建設工事等」と書いてございますので、そういうふうに入れば、解体工事から更新の工事、リフォーム工事なんかもすべて含まれるということになりますので、「建設工事等」とお直しいただければよろしいかと思えます。

それともう1つ、建設工事から直接的に中間処理施設・再資源化施設というふうな矢印になっていますけれども、できましたら収集運搬ですとか積み替え保管を明記すべきと思います。石綿含有産業廃棄物の問題もありますので、積み替え保管施設の位置というのも大きくなりますので、そのあたりもちょっと枠を入れていただいたほうがいいのかなと思います。

あと1つは、情報伝達の方法について非常に議論のあるところだと思うのですが、資材選択をする、もしくは建築工事を行う建築業者である我々としては、情報伝達をどうするかというのは非常に大きな問題だと、確かに思います。50年、100年後の解体工事等に際して、その情報をどう伝達するか。ICタグでやればいいという議論もあるようですが、100年後にそのコンピュータを使って行ったICタグの読み取りが本当にできるのかという気も、私はします。そういった情報伝達方法というのももう一つ、製品購入の際のMSDSを筆頭にその情報伝達をお客様に渡して、その後、更新、もしくはその後の解体処理までどう情報伝達をするかというのは今のところ解決が見つからない問題ですけれども、そういった大きな流れを一つ、どこかに入れておいていただいたほうがいいのかと感じます。

以上でございます。

【嘉門委員長】

次の議題もありますので、出野委員の意見を最後にさせていただければと思います。

【出野委員】

すみません、1点だけ。

先ほどの野城委員のご意見と今の村上委員のご意見にちょっと関連するんですが、建設工事と解体工事は似て非なるものです。私どもは解体工事業界ですが、両者は全く違うという認識をしております。似ているところもちろんあるわけですが、例えば安全性の問題があります。解体工事は非常に事故が多く、建設業界の死亡災害の1割近くを占めている状況にあります。そうでありながら、解体工事業という許可業種はないという状況です。この間もこの関連の話を申し上げましたが、リサイクル、あるいは不法投棄の防止、有害物質の処理と言いつつ、不適格業者がばっこしているという業界です。私も県警の方と話をする機会が結構あるのですが、そういう業界でございます。

ということがありまして、解体工事を建設工事から切り離して、誰にやらせるのか、どのようにやらせるのか、こういう観点を一つ入れていただければありがたいと思っております。皆様方は、優良な建設業者の方が全部解体工事をやっていらっしゃると、そういう前提でお話をなさっていると思うのですが、そうではないという現状があります。今後、解体工事がどんどん増えていきます。そういう状況もありますので、どういう業者にどのように解体工事をやらせるのか、そういう基礎的なところを考慮していただければありがたいと思っておりますので、一言つけ加えさせていただきました。

以上です。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。

高戸委員、手短かにお願いいたします。

【高戸委員】

論点整理は非常によかったのですが、これはリサイクルを中心としたものということで、平田委員からもありましたが、項目をマトリックス的に整理されていけばいいのではないかと思います。その縦軸と横軸になるものとして、縦軸は例えば再利用、再使用、発生抑制、分別、それから適正処理というような項目に分け、横軸は、それぞれの建設工事、解体工事、発注者、メーカー、処理施設、最終処分場、といった分け方をする。そのマトリックス表に、この論点整理（案）にあるような①から⑫のような課題点を散りばめる。それと、廃棄物品目別に問題点をその中に投入するというような整理をすれば各団体・業者等の責任が明確になるということで、課題点も浮き彫りになるのかなというふうに考えます。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。

それでは、本日の議事の2番目に入っていきますが、関係者からのヒアリングということで千葉県県土整備部の方々に参加いただいております。また、資料も用意いただいております。それが資料4でございますので、この内容の紹介をいただいて、その内容も含めて今後の具体的な検討すべき施策の整理にしたいと思っております。

箕輪技術管理課長、よろしくお願いいたします。

【千葉県（箕輪）】

千葉県の技術管理課長の箕輪でございます。本日、リサイクルの取り組みということでこのような場を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

千葉県は首都圏にございまして、臨海部からちょっと奥地に入りますと、丘陵地、あるいは谷津、こういうものがたくさんございまして、廃棄物の不法投棄が一時から比べると相当少なくなっておりますけれども後を絶たない状況にあります。環境サイドの法的な規制というのも関連しますけれども、本日は建設リサイクルの推進という観点、私ども建設部局でございますので、そういった観点からの取り組みについてお話をさせていただきたいと思っております。

大きく3つのテーマに分けて、1つとしましては、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の現状でございます。2つ目は、建設副産物リサイクルの推進計画の中から、特に本県をモデルとして実施していただき、平成17年に策定した木材リサイクル促進行動計画、あるいは建設廃棄物のリサイクル推進計画の取り組みの概要について説明をさせていただきます。3つ目につきましては、建設発生土や建設汚泥などの発生から処分までを総合的に管理する仕組みについて、私ども関東の八都県市という集まりがございますけど、その中で検討している広域的な取り組みについてもご説明をさせていただきます。

いずれにしても、循環型社会を構成していく上では、国と地方行政、あるいは関係業界が広域的に連携して、建設廃棄物の不適正処理の根絶を図り、廃棄物の発生抑制、あるいは減量化・再資源化を強力に推進していくことが必要ではないかと思っております。

詳細につきましては、担当室長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

【千葉県（河北）】

建設リサイクル推進室長をやっております河北と申します。お手元の資料で、手短に説明をさせていただきます。

「はじめに」から始めさせていただきます。先ほど課長から申しあげました3つの点について、概要をご説明いたします。次のページの2番目、産業廃棄物の現状ということでございますが、先ほど不法投棄が千葉県におきましては減ってきていると紹介させていただきました。ただ、平成17年度は今集計中でございますけれども、まだ油断はできないと、そういうような状況でございます。小口の不法投棄、これは国道の沿道とか田畑で多く見られますが、小口の件数は増えているというような状況でございます。県としましては、グリーンアクションチームということで365日24時間監視パトロールなどをやっておりますが、まだまだ指導が徹底していないという状況でございます。

次のページでございます。産業廃棄物処理計画、こういったものに基づきまして、平成5年、10年、15年というベースで調べますと、基本的に、真ん中にごございます再資源化量といいますのは徐々に増えてきております。最終処分量につきましては徐々に減ってきていると、こんな状況でございます。概要でございますけれども、産業廃棄物の状況は以上でございます。

次でございますが、3番目の建設副産物のリサイクル対策ということで、千葉県におきましても平成15年に千葉県建設リサイクル推進計画2003というのを策定してございます。もちろん建設廃棄物と発生土の有効利用ということが、最終的には最終処分量をゼ

口にする、あるいは建設発生土は工事管理を徹底するというところでございますが、(イ)に
ございます3Rの推進ということで①から⑤まで取り組んでおります。対象は公共工事が
主体でございますが、民間工事につきましても同様に、理解と参画ということで指導をし
ている状況でございます。

次に6ページでございます。このリサイクル計画、平成22年度を目標に定めておりま
す。これは国と一体として定めて、当面の措置として平成17年度ということで目標を立
ててございますが、ここでございますように建設発生土の有効利用率は目標の75%を下
回っております。これは、一部に公共工事が少し減ったこと、それから、民間の建築工事
において有効利用が減っているというような状況があるようでございますが、少し目標に
達していなかったという状況でございます。

建設発生土につきましては、ここに書いてございませませんが、500万立米程度千葉県で
は発生しておりますが、この中の約8割、400万立米程度が公共から出てございます。
残念なことに有効利用率といいますとここで7割ぐらいでございますが、千葉県の場合、
山砂の供給県ということもございまして、依然として3割ぐらいの山砂が使われていると、
こういうようなことでございます。これは関東近辺におきましても同じような動向だろう
と思います。工事間利用は約4割から5割とか、こういった状況でございます。

次のページでございます。発生土の有効利用は、ここでございますような県土整備部、
それから農林水産部、こういったところも含めまして、道路、河川、公園、造成等という
ことで盛土用の土砂として再利用しておりますが、建設副産物の利用促進とコスト縮減、
こういう観点からもこういったことを今進めているところでございます。

次のページの(4)でございますが、同じく建設副産物、この場合には事例としまして
コンクリート塊の再生利用ということでございますが、同じくこれも県土整備部、農林水
産部の道路、河川、漁港、こういったところを含めまして、路盤材、捨て石とか基礎、根
固め材とか、こういったものに再生利用しているところでございます。これもあわせまし
て、利用促進とコスト縮減という観点で今進めているところでございます。

次のページでございます。建設発生木材ということで、本小委員会の委員の一部の方
にも参加して議論をいただきました千葉ワーキングというものを平成16年に設置して
いただきまして、千葉県をモデルということで、排出事業者、中間処理業者、木材需要者、行
政機関ということで、1年半程度にわたって検討していただきました。

その背景でございますけれども、次の10ページでございますが、平成15年8月、こ

れもご承知かと思えますけれども、千葉県佐倉市におきまして不適正に堆積されました木材チップが自然発火したということで、こういった行動計画というものを検討することになったところでございます。建設発生木材、そこに%がございしますが、このときは79%のリサイクル率でございすけれども、不法投棄は依然として、平成14年でございすけれども、千葉県内はかなりの量で、全国に比べても多くの量があったということです。

この木くずの不法投棄といいますのは、この当時15カ所程度ございまして、15万立米がまだそのまま放置されていたというような状況でございす。実態はまだまだ数百カ所とか数百万立米とかいうような不法投棄があるということをおっしゃる方もいらっしゃるまして、この辺は実態の把握がなかなか難しいというようなところでございす。

次のページでございすますが、この行動計画、大きく3つでございす。不適正処理の防止という観点でいきますと、廃棄物処理法の取り締まり強化、それから、適正な処理業者の選定。先ほど優良業者というのがございすけれども、そういったことが要ということ。それから、契約。排出事業者と処理業者等の契約を適正にする。それから、行政への届け出。こういったものが議論されております。

それから、2)のIIのリサイクルの推進でございすけれども、これは、チップの品質の確保が要という話とか、安定供給体制が要とか、それから、民間のリサイクル技術の活用とか、搬出先を拡大するとか、再生品の利用拡大とか、こういった議論がございす。現在、中間処理施設からの搬出先はパーティクルボードの原料あるいは燃料に使われるのがかなり多いということがございす。ただし、千葉県でもサーマルの発電が昨年稼働いたしまして、かなりの量がこちらにとられてしまう、供給と需要のバランスがとれなくなってきている、そんな状況に入っております。

IIIは、先ほど論点でございすような、広報がまだ足りないということで、広報を充実しよう。それから、物の流れのフローを把握しようとか、収集運搬を効率化しよう。小口巡回について今検討していただいておりますが、そういったものの施策が要だろうということでございます。

次のページでいきますと、12ページでございすますが、建築・解体の流れをこのフローに落としてございすけれども、千葉県の場合ですと約1万5,000件毎年届け出がございす。こういった中で38の県とか市の特定行政庁で届け出を受理しているということでございますが、もう既にこれはご議論されていると思えますけれども、発注者と元請業者とで契約をしますが、これが元請業者から下請業者に適正価格でなされているかどうか、

ここは大きなところでございます。それから、発注者から県の特定行政庁に届け出を出しますけれども、この際に契約書の写しといったものも義務づけて、今、できるだけ届け出時に適正な価格で本当に契約しているかということを確認してございます。ただ、これはあくまでも指導でございまして、こういったところは法的なものがやはり要るだろうということ、課題としては残ってございます。

それから、一番右に報告とございますけれども、終わりますと発注者への報告でございしますが、行政に報告がない。ここがなかなか県としては、助言・勧告・命令とございますけれども、年間パトロールをやります。全国一斉パトロールもやります。それから、先ほどございましたが八都県市合同パトロール、こういったことをやりますし、マニュアルをつくったり、解体工事現場のパトロール手引をつくったり、届け出シールをやったり、アスベストが本当にないかとチェックしたり、こういったことを事前にやるのですが、なかなか小手先の状況で、徹底してないというのが実態だと思います。最終的には適正価格を含めまして、例えば適正な資金の供託をするような、そういう法的な措置を講じて全体をカバーすると、こういった措置が必要ではなからうかと思っております、是非こういう議論もしていただきたいと思っております。

次に、建設発生土の行動計画の関係でございしますが、国土交通省で定められておりました有効利用に関する行動計画、施策がございまして、これにのっとりまして千葉県としてはどんなことをやっているかというのを赤で示してございます。土量調査につきましては、できるだけ県としても毎年度フォローアップをしております。施策2にあります、民間の実態把握が問題でございます。

施策の3番は、次のページでございましてけれども、工事間利用を徹底するとか、汚泥処理土を再生利用するとか、ブロック別の市町村を含めた講習会をやっているとか、あるいは先ほどございました建設発生土情報交換システム、こういったところの市町村加入がまだ少ないということもございまして、できるだけ普及するとか、こういったところをやるということでございます。ストックヤード、民間の内陸処分地の確保といったところもやっていきたいというふうに思います。

それから、次のページでございしますが、リサイクル原則化ルール。50キロというのがございましてけれども、実態では20キロぐらいでないとなかなか山砂単価とか運搬費の面でリサイクルが難しいという状況がございまして。

それから、次のページでございしますが、施策の4、5は、大規模プロジェクトとか、こ

ういったところの活用を図っていききたいということで、今進めてございます。施策6の個別指定制度の簡素化、こういったところが課題とっております。

次のページでございますけれども、有効利用の促進ということで、先ほど申し上げました1番、2番ということで、特に2番目の民間工事を含めた建設発生土の総合的な管理システム、こういったものが必要だろうということで、行政の連携が要るということで、先ほどご議論もありましたけど、こういったことが課題とっております。

最後でございますけれども、建設汚泥有効利用の促進。これにつきましても、同じように規制と有効活用ということで、できるだけ公共事業において率先的に利用するような方向で今進めているところでございます。

以上でございます。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。12ページなんかは非常におもしろい取り組みをご紹介いただきまして、大変参考になると思います。

では、ただいまのご説明も踏まえまして再びご意見とかご質問をお伺いしたいと思います。

対応と、課題を出すのは精査する必要があると思いますが、どう具体の施策を打っていくかというのはなかなか難しいところです。今までの議論の中でマトリックスに整理して縦横上下からまとめた上で施策を打っていくべしというご提言もいただいております。ただし、網羅的にすべてをやるというのはなかなか難しいですし、その中で重点的な課題というか、最も有効と考えられる施策を打っていくと、そういうことも考えられますので、今後どう対策をすべきかということも含めて、さらに何かご意見があればと思います。

村上委員、どうぞ。

【村上委員】

私、千葉ワーキングの委員もやっておりますので、ちょっと補足的に千葉の応援をしておきますけれども、千葉ワーキングの中では、三本委員も委員でいらっしゃいますが、各業界から代表が出まして、自らできることは何かということを十分議論してきたわけです。住宅業界も、建築業協会のゼネコンの皆さんも、要は、排出事業者としての責務をどう果たすかとか、基本的な契約はどういうふうに結んでいくのか、現場任せにしない契約をどうするのか、本社管理をするべきだとか、あと、住宅なんかですとプレカットを進めまして現場発生材を減少させるにはどうするかとか、そういった具体的なことも十分検討して

おりますので、今発表なさっただけのことではなくて、もっと具体的な施策も検討されて、各業界はそれを実行して、その実行状況を報告するといったこともやっておりますので、ちょっとお時間がなかったようなので、つけ加えさせていただきます。

それと、こういったリサイクルを進める前に発生抑制というのがありますけれども、そこまでやる場合には、工法の問題から、設計の思想の問題からというので大きな話になってしまいますので、そうではなくて、解体、更新、もしくは新築といった部分で現場から発生するものということに限定してやっていきませんか、話がかなり散漫になってくるだろうという気がします。もう発生したのだからという言い方はよくないのですが、発生するものについてどう対応するかということに主眼を置くべきだと思います。

また、12ページを見ますと、ここの一覧表、矢印がありますけれども、発注者と元請業者の間に、下請業者への適正価格は大きく書いてあるのですが、皆様も随分発言なさっていましたが、発注者と元請業者の適正な負担のところがいつも抜けるのです。要は、発注者である一般の方々にどうやって適正な価格を周知せしめるかというのは非常に難しいです。今ご発言があったような供託をすとかいうようなご検討も八都府県市でやっているようなのですが、誰が適正な価格を決めるのか、適正な価格とは何かということなのですが、積算システムがあるのかということも含めまして、そういったことも明確にしない上で適正な価格、適正な負担といくら言っても、なかなかそういったことは一般まで落ちていかないと思います。その辺のシステムをどうするかということも、この会ではなかなかそこまではやれませんでしょうが、そういう議論をする際には、やはり何が適正で何が適正な価格なのかというようなことも、関連業界の方が本日もたくさん参加していらっしゃるから、そういったご意見をよく聞いてつくっていかねばいけないと思っております。

以上です。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。

崎田委員、どうぞ。

【崎田委員】

ありがとうございます。私も今お話を伺いまして、12ページの非常に明確な表を拝見して、こういう内容がうまくいくようにいかに話し合うかというところが問題だと思うのですが、質問というか、もう少し伺えたらうれしいのは、右のほうに報告と書いてある部

分です。発注者の方から始まって、都道府県知事に事前届け出が行き、それがうまく全体のさまざまな業者さんの中で、きちんと対処できたかどうかという情報が確認できれば、本当に不適正な処理が減るといって全体像が大変はっきりしてくるわけです。

八都県市の皆様で話し合ったときに、この「報告」というのは例えばどういうことを想定されてお話し合いがあったのか、具体的に伺えればと思います。なぜかといいますと、例えば電子マニフェスト化の重要性が今盛んに言われていますが、それが徹底されれば、そういう情報が流れますが、それでいいのか、あるいはそこにもっときちんとしたシステム整備みたいなことをしないとイケないのか、その辺どういう話し合いをされたのか、伺えればと思いました。

【千葉県（河北）】

八都県市で大きな枠では議論しておるのですが、個別の話としてはまだこの辺は確認してございません。議論としては、例えば供託みたいなものを考えて、第三者的な機関が確認した上で、それも必ず現場でどう処理されたというのを確認した上で支払いをすとか、こういった制度が要るだろうという議論までで、それ以上のことは今は出てございません。

【嘉門委員長】

具体にはなかなか難しいだろうと思いますね。しかし、このシステムが全体の流れの中で有効に働けば、アウトプットとしての効果は極めて高いだろうと思いますので、難しいというだけじゃなくて、具体的にどうしていくかということは、全体の意識改革も含めて極めて有効なアウトカムになる可能性は高いと思います。

野城委員、どうぞ。

【野城委員】

ありがとうございました。千葉県のご経験を教えていただきたいのですが、需給のバランスの時間上のずれというのはどうなのでしょう。説明の資料の中にストックヤードを設けられるような工夫もされていましたが、供給と需要の時間のずれというのはなかなか悩ましい問題だと思うのですが、そこについて何かご経験されていることがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

【千葉県（河北）】

発生土の時間のずれといいますと、感覚的にはおそらく3割ぐらいが直接工事現場に行くようになっています。3割の山砂、新材が入っているということは、逆にそれでは間に合わないのと、相手がいないといったところがあるのと、あともう1つ、山砂の場合、リ

サイクルよりも安い。この辺がございまして、大体3割ぐらいつの感覚で、それが要は時間のずれになっている。年間にしますと数カ月のずれが行って、マッチングしていないというのが実態だと思います。

【嘉門委員長】

佐藤委員どうぞ。

【佐藤委員】

千葉県の取り組み、いろいろと多面的なんですけど、特に12ページのところについて、行政がいろいろな機能を持つということは非常に有意義だとは思いますが、法令以上に非常に大変ではないかと思うのです。こういう行政の取り組みについて、一部民営化するというか、NGOとかNPOに民営化するとか、そういう第三者機関を入れてある意味で柔軟な運用をするというようなことは考えられないのでしょうか。

【千葉県（河北）】

その段階まで行ってございません。

【嘉門委員長】

先ほども、そういう芽がありそうなことはちょっとお考えだという話がありましたね。

まだまだ発言が足りない委員もいらっしゃるということは重々わかりますけれども、実はもう1つ議題が残っております。事務局より資料5の説明をしていただければと思います。お願いいたします。

【建設副産物企画官】

資料5についてです。建設発生土の有効利用率について、前回もご紹介いたしましたけど、経年的に下がっている、あるいは目標にも達していないということがございまして、万全ではございませんけど、その要因についての分析をさせていただいたので、簡単にご紹介いたします。

開いていただきまして、まず1ページ目でございますけれど、有効利用率が平成14年度65.1%に対して、今回平成17年度は62.9%に下がっているということでございます。この要因を分析するに当たりまして、四角囲みの中でございまして、3つの観点、評価項目があると考えております。1つは、そもそも発生量と利用量のバランスが図られているかどうか。2番目といたしまして、これは利用する側ですけども、新材を極力使わずに、他の工事から発生する土を利用するという取り組みがどうか。3番目が、これは発生する側でございまして、受け入れ地といったようなところに出す量を極力少な

くして、他の工事に持っていくといったような取り組みがなされているか。この3つの観点から評価しております。

2 ページ目のグラフでございますが、発注者別に利用、発生をそれぞれ棒グラフにしております。数字は、その3つの観点に対応いたしまして、例えば①というのは有効利用先に搬出しているかどうかということです。それから、利用側でいきますと、利用率の中で他工事等の土を使っているかといったこと。そういったものを数字で掲げております。

3 ページ目は省略いたしまして、4 ページ目でございます。そういった観点で発注者別にどのような状況かということを見ますと、例えば国土交通省が発注しております直轄工事でございますと、先ほどの2 ページの棒グラフも参照していただければと思いますが、土の利用量と発生量はほぼバランスがとれているという状況。Ⅰのところでございますけれども、二重マルということもございます。しかしながら、残念ながらⅡの項目、つまり新材を使っているかどうかということになりますと、バランスがとれているにもかかわらず、新材を2割ぐらい使っているといったような状況がございます。また、Ⅲの項目につきましても、10%ぐらいは受け入れ地に出しているといったような状況がうかがえます。そういった観点で見ますと、公団・事業団等の発注工事ということになりますと、バランスも比較的とれているし、かつ有効利用もされているということもございます。また、都道府県、市町村、さらに建築分野ということになりますと、バランスも順次悪くなっていくということもございますし、利用率、あるいは搬出先についてもあまりいい状況ではないといったような状況になっております。

ここから先は、国土交通省の発注工事につきまして、バランスはとれているにもかかわらず、つまり利用と発生とのバランスはとれているにもかかわらず、うまく発生土が利用されていないというのはどういうことかということで、5 ページ以降に順次整理しております。

5 ページは全体のフローでございます。

6 ページはそれを都道府県別に見るとどうかということでございまして、47都道府県それぞれにつきまして発生量と搬出量の差をグラフにしております。例えば徳島県が非常に高いグラフが上のほうに伸びているわけでございますけど、これは空港の埋め立てがございまして、したがって非常に土をたくさん必要としたということもございます。といったように上に伸びているのは土をたくさん利用したということで、搬入が超過しているということもございます。下に伸びているのは、逆に土を出したと、出す工事が多かつ

たということでございます。ここからうかがえるのは、全体として全国で集計するとバランスがとれているわけですが、地域的なバランスは非常にばらつきが大きいということでございます。

7ページですが、今の6ページでご紹介したグラフが赤色ですが、それに加えて水色の棒グラフを出してございますが、これが新材の利用量でございます。また徳島県のところで説明いたしますと、徳島県で赤いグラフの少し下のところに水色のグラフがございますが、赤いグラフで示された量の土が必要だったわけですが、水色のグラフが新材を使った量ですので、その差分は、他の県から持ってきた、他の県の工事現場から発生した土を利用しているということでございます。逆に水色が赤よりもぐっと飛び出ているということは、発生量以上に新しい土を使っているということになるかと思えます。

ということで、発生土が余っているのに新材を使っているという、赤いグラフが下に伸びているようなところで新材がたくさん使われているというのは、もちろん中には多少ございますけれど、すごく多いというわけではないということでございます。

工事間利用がなかなか進まない理由ということで、幾つかヒアリングをしております。その結果をまとめますと、端的には土質が基準を満足しないというようなことと、それから時期的な問題で工期が必ずしも搬出側と受け入れ側で一致しないといったような状況がございます。それから、県境を越えた工事間利用というのが、例えば東京を中心とした1都3県あたりでは多く見られるのですが、それ以外の地域ではほとんど見られないということでございます。例外的には、徳島はたまたま海上輸送が可能だったということで、徳島県に他の県から海上輸送で持っていつているという例がございますが、これは多分その工事の特性によるものだろうと思われます。

あと、9ページ、10ページでございますが、事例を紹介させていただいているところでございます。

以上でございます。

【嘉門委員長】

ありがとうございました。

今の資料5も含めてご質問やご意見はございますか。

本日の議論でのミッションは具体的に検討すべき施策をある程度リストアップしていこうというものでした。そこで、委員の皆様方から問題点の抽出と、それから整理の仕方についての提案をいただいておりますので、次回の委員会の議題として、本日提案いただい

た問題点について事務局で整理をして、マトリックスというご提案もいただいておりますが、どこに重点を置いて今後やるべきかというところを明確にしていきたいと思います。課題の軽重もございますので、重いというか、是非検討すべしという点を、委員からもいただいているテーマも含めて次回に議論して、あわせてどう詰めていくかという方向で今後検討するということが本日のまとめにしたいと思います。

本日言い残した点が委員の方にはあるかと思いますが、ぜひこういう施策を今後の対応の中に取り入れるべしというような個別のご提案がございましたら、事務局のほうへ、遠慮なくというか、できるだけ早い時期に、文書でお届け下さい。それらも含めて次回にまたご議論いただくということにしたいと思います。2時間という時間ではほんとうに議論が限られますので、欲求不満を持ち帰られないようにしていただければ幸いかなと思います。

以上のようなことで、本日の議事を終了させていただきます。

最後にその他ということがございますので、事務局よりお願いいたします。

【建設副産物企画官】

ありがとうございました。

次回第3回の小委員会でございますが、事前に委員の皆様方に予定を確認させていただいております。残念ながら全員が揃う日というのはなかったのですが、一番多くの委員のご都合がよろしい日時ということで、6月7日（木）でございますが、14時から開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。場所等々、詳細につきましては、後日ご案内させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【嘉門委員長】

今の話では6月7日ということで、どうしても都合のつかない方はまた事前にご意見を伺うような格好になるかもしれません。それもあわせてよろしくご了解をお願いいたします。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしましたので、進行を司会に返します。

【事務局】

それでは、本日の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —